

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成30年6月12日（平成30年（行情）諮問第255号）

答申日：平成31年2月20日（平成30年度（行情）答申第428号）

事件名：事務次官と特定銀行頭取の会談に係る文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年月，経済産業省事務次官（当時。以下「事務次官」という。）と特定銀行頭取（当時。以下「頭取」という。）の間で行われた会談（以下「本国会談」という。）の議事録や議事メモなどの一切の記録」（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成30年5月1日付け20180410公開経第5号により経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

当該不開示決定通知書の「不開示とした理由」には，「該当する行政文書は，作成も取得もしておらず，保有していない」とあった。しかし，事務次官と特定法人の主取引行・頭取との特定年月日の会合は，特定法人の今後を決める非常に重要な対談であった。他行もこの会合の後，融資決定をしており，他行にもその会合の中身が伝えられたはずであり，記録が「ない」というのはあり得ない。については改めて当該記録を調査し，開示するよう求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

本件対象文書の開示請求に対し，処分庁は，本件対象文書の存否等を確認するも，作成・取得の事実が確認されなかったため，平成30年5月1日付けで，本件対象文書不存在を理由とした原処分を行った。

2 原処分及びその理由

処分庁は，本件対象文書の存在について経済産業省内関係部局を探索す

るも、不存在であることが判明したため、原処分を行った。

3 審査請求人の主張についての検討

(1) 本件会談実施について

処分庁は、本件開示請求を受けて、本件開示請求に係る本件会談実施の有無について確認を行ったところ、当該会談が実施されたことを確認した。

(2) 本件会談内容の記録について

本件開示請求を受けて、事務次官室に対し、本件会談内容の記録の作成、取得又は保有の事実について確認を行ったところ、事務次官室では、本件会談に対応した事務次官から当該記録を取得しておらず、保有していないことを確認した。次に、本件会談の関係部局の担当者に対し、本件会談内容の記録の作成、取得又は保有の事実を確認したところ、本件会談について事務次官からの記録の取得や、事務次官からの情報提供に基づいた記録の作成は行われず、記録を保有していないことを確認した。

なお、処分庁は、本件会談実施の時点において、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）の趣旨を踏まえ、「経済産業省行政文書管理規則」を制定し、議事内容を記録すべき会議と、当該会議に係る文書の保存期間を定めており、同規則10条において、経済産業省における経緯も含めた意思決定に係る過程並びに経済産業省の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるように文書を作成することを義務付けているが、意思決定過程にも至らない会談時における意見交換についてまでその作成が求められるものではない。

本件会談により、経済産業省における政策的な意思決定が行われた事実は無く、公文書管理法又は経済産業省文書管理規則に基づき文書作成義務を負うものではない。よって、本件対象文書を作成しなかったことは、これらの法（原文ママ）又は規則に違反せず、通常の事務処理を逸脱するものではなく、原処分の妥当性を覆す特段の事情はないと考える。

（（参考1）公文書管理法4条の条文及び（参考2）経済産業省行政文書管理規則10条の条文。省略）

(3) 本件会談内容の記録以外の関連資料

本件会談内容の記録以外の関連資料として、事務次官の日程管理に係る書類が該当し得るが、当該書類は、事務次官及び事務次官秘書が専ら自己の職務の遂行のためにのみ利用しており、処分庁の職員が組織的に用いるものではないため、法に基づく開示請求の対象たる「行政文書」には該当しない。また、「行政文書」に該当しないため、公文書管理法又は経済産業省行政文書管理規則に基づく保存義務は有しておらず、本

件会談時の日程管理に係る書類は既に存在しない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年6月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成31年1月22日 審議
- ④ 同年2月18日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、本件会談の議事録や議事メモなどの一切の記録である。諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

本件開示請求を受け、経済産業省の関係部局を探索したが、本件対象文書の存在は確認できなかった。そのため、本件開示請求と同旨の開示請求に対し、対象文書を保有していないとして不開示とする経済産業省決定を妥当とした当審査会答申（平成27年度（行情）答申第80号。以下「先例答申」という。）も踏まえ、上記第3のとおり、本件対象文書を不存在のため不開示とした。

(2) 本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、本件対象文書の存在は確認できなかった旨の上記(1)の諮問庁の説明が不自然・不合理とはいえず、また、先例答申における対象文書の保有の有無に係る判断を変更すべき事情の変化は認められないことから、これと同一の判断に至った。その判断の理由は別紙のとおりであり、その内容は、先例答申と同旨である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、経済産業省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久

別紙

1 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

- (1) 本件会談は、特定年月日に特定大臣官房総括審議官（当時。以下「総括審議官」という。）が同席して行われ、事務次官が頭取から問われて特定原子力発電所の事故に係る原子力損害の賠償についての経済産業省の考え方について話をしたものであり、融資の要請又はそれを示唆する発言を行ったという事実はなく、本件会談でのやり取りによって経済産業省として政策的な意思決定を行ったという事実はない。
- (2) 本件会談が行われるという情報は、事前に経済産業省の関係部署等に知らされておらず、本件会談の当日に事務次官室から総括審議官にのみ電話で連絡があった。本件会談の日程調整は事務次官秘書を通じて行われ、事務次官及び事務次官秘書が共有する日程表に本件会談が行われる旨が記載されたが、当該日程表は既に廃棄されている。
- (3) 本件会談の際に資料等は使用しておらず、本件会談のために資料等を作成も取得もしていない。
- (4) 本件会談に同席した総括審議官は、本件会談の記録等を作成していない。また、事務次官が本件会談において上記（1）の経済産業省の考え方を頭取に話したことが本件会談後に関係部署等に口頭で伝えられ情報共有されたが、その際に情報共有の内容を記した記録等は作成しておらず、本件対象文書は作成も取得もしていない。
- (5) なお、本件会談に関しては、質問主意書（平成23年5月31日付け質問第172号）に対する答弁書（同年6月10日付け答弁書第172号）において、頭取が経済産業省を訪問した際、事務次官から特定原子力発電所の事故に係る原子力損害の賠償についての経済産業省の考え方について話をしたが、融資の要請又はそれを示唆する発言を行ったという事実はない旨答弁している。
- (6) 本件開示請求を受け、経済産業省の関係部署等において、執務室内及び書庫を探索したが、本件対象文書の存在は確認できず、本件審査請求を受け、確実を期すために再度同様の探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

2 参議院ホームページに掲載されている上記1（5）の質問主意書及び答弁書を確認したところ、その内容は諮問庁の上記1（5）の説明のとおりであり、本件面談でのやり取りによって経済産業省として政策的な意思決定を行ったという事実はなく、本件対象文書は作成も取得もしていない旨の諮問庁

の上記1の説明が不自然、不合理とはいえ、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、経済産業省において本件対象文書を保有しているとは認められない。